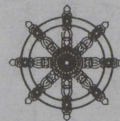


全仏

ZENBUTSU



442

仏暦2541年10月(1998年)
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



浄土宗宗務庁で開催された第18回同和研修会(関連記事2頁)

第18回同和研修会
改定宗教法人法による
書類作成、提出をめぐって

第十八回同和研修会

世界人権宣言五十周年にあたり

仏教者に求められるもの

第十八回同和研修会が、九月七日、浄土宗宗務庁を会場に開催された。

本年は、世界人権宣言国連採択五十周年の節目にあたり、今回の研修会は「世界人権宣言五十周年にあたり仏教者に求められるもの」という開催主旨のもと行われた。

まず午前中に、駿河台大学助教授の門馬幸夫氏が「仏教と人権」という題で基調講演を行った。その要旨をご紹介します。

仏教と人権

「仏教と人権」について、日本では部落差別、女性差別などとの関係については研究が進められているが、仏教と人権という総体での研究はほとんど行われていないように思われる。

アメリカでは、すでに「Buddhism and Human Rights」(仏教と人権)という本

が出版されている。こうした本が日本より先にアメリカで出版されるところに、問題意識のレベルの差が如実に示されていると言えよう。

世界状況を見ると、二十一世紀を迎えた今、人権問題にどう取り組んでいくかが、重要な課題となっている。しかし今の日本仏教界の状況は、そういった現実に対する対応が立ち遅れているように思える。

メディアの発達により情報化社会となった今日、地球のグローバル化はますます進んでいる。そんな中、我々はその現状を認識し、そこに存在する自己の、原点との照合をしていくことが必要となってくるだろう。

近代は、科学の発展とともに、宗教的権威の衰退という事態を招いてきた。これからの人間の行動原理は、ますます科学に拠ることになる。またその時、宗教側がどういう態

度を示すかが問題とされてくるだろう。

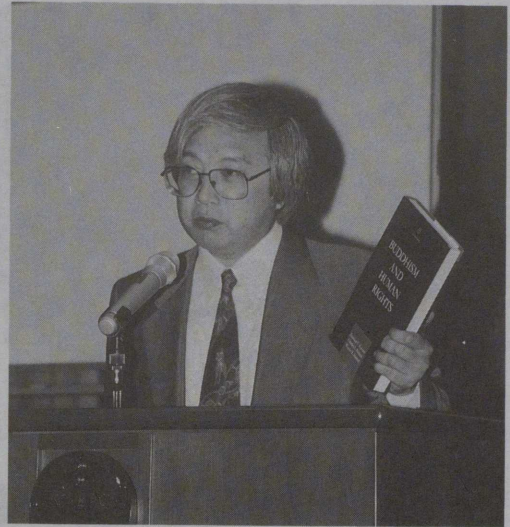
だが、科学の発展や地球のグローバル化は必ずしも悪いことばかりではない。コンピュータの発達により、膨大な経典を解析する方法、またその結果を世界に発信する方法などが飛躍的に向上してきている。しかし、日本は世界的にその点においても、まだまだ遅れている。仏教と情報ということについて、今後はより考えていく必要があると思われる。

私は、二十一世紀のキーワードは間違いなく人権・平和・環境・経済・情報になると思う。世界に於いて、「人権」は無視できないものとして存在している。しかし、それへの対応が遅れている日本で、何が問題なのかと考えたとき、それは伝統への墨守・追従ということが挙げられる。

何か問題が起ると「宗祖に帰れ」とはよく聞かれる言葉である。しかし現代に生きる自分がいかに主体的に宗祖に問うのか、この自らの主体性が確立されな限り、宗祖の教えから現代の問題に対する「意味」を導き出すことはできないのではないだろうか。

次に教学の問題について考えてみたい。今後、現代の問題に対する普遍的な回答を経典に求めた場合、やはり経典(の教え)のみによるのは限界があるのではないか。経典(の教え)には誤りがないと考える点に大きな問

基調講演を行う門馬幸夫氏



題があるとは私は考える。

膨大な経典群を現代に活かすためには、その成立背景の理解や取捨選択は重要な意味を持つだろう。

仏教は、南伝北伝の違いにも明らかかなようにその差異には、歴史と地域性が大きく関わっている。つまり、歴史的・文化的規定性がそこに存在していることは否定できない事実である。

経典（の教え）に限界があるか無いか、あるとしたらどう対処するかとか、そうした考えを持つことが重要なのではないだろうか。

またわたしは「鎌倉仏教」の意義を、もう一度考える必要があると思う。鎌倉仏教は、

鎌倉仏教の宗祖たちが全く新しいものを提示したというよりも、各宗祖の師らの優れた教えに基づいて展開したものであるからである。これからの時代、グローバルな仏教を目指すならば、現代に適応した教学を構築するべきであろうし、それには、現在、人権問題として取り上げられている様々な事象をも視野に入れつつ考えなければならぬだろう。

また、教団・寺院に目を向けるとどうだろうか。檀家制度が当たり前のこととして存在している現状に、何ら問題はないだろうか。

教団内での、本末制度、位階の問題、女性僧侶のことなど考えるべきことは多分にあるであろう。また寺院の問題として、差別法・戒名が存在してきた事実、そうなるに至った経緯等を考えれば、人権問題と無関係で済まないことである。

仏教者が、仏教をどう理解し自分のものとしていくかが重要なことなのである。社会の一員としての社会人の姿、住職としての教団人の姿、仏法を学び説く仏教人の姿、これらを仏教者のあり方として、どのように融合させていくのか考えていただきたいと思う。

シンポジウム

午後のシンポジウムは、司会を基調講演講師の門馬幸夫氏に、発表は小笠原正仁師（浄

土真宗本願寺派中央基幹運動推進相談員）、山内小夜子師（真宗大谷派教学研究助手）、石田良正師（日蓮宗世界立正平和運動本部委員）にお願いした。

まず、小笠原師は「人権宣言五十周年にあたり部落差別を通じて考える」と題し、要旨以下のように発表した。

「宗教の自由という概念は、異端に対して寛容の精神をもつというところから生まれた。言い換えれば、数々の祖師たちが受けた迫害から守るために、宗教の自由は存在しているのである。つまり、宗教の自立性・主体性を守る手続きとして人権があるといえる。

また宗教が権力を正当化する手段となると、その手続きを無効化する役割を担う。江戸時代、仏教による宗門人別改めが差別的身分制の思想的根拠を支えていたことから明らかだろう。本来は、現世の価値観を相対化してきた仏教が、現世の秩序に隷属化してしまった結果である。

今後、近世・近代を権力の動向におもねるように生きてきた仏教の歴史に対して、厳しい自己批判無くしては展望は開けないだろう。」

次に山内師が「真宗大谷派における性差別の問題―両性で形づくる教団に向けて―」と題し、以下のように発表した。

「近年、あらゆる分野において、女性の目から見直すという作業が進められ、これまで女性が置かれていた位置の究明が行われてきた。それに伴い、宗派内でも男性女性の立場の違い、またそれを支える制度や習慣について議論が高まってきた。私たちはそれらに対して、様々な形で制度



シンポジウムパネリスト各師
左より小笠原、山内、石田師

の変革を要請してきた。つまり、制度的に変えていくことで、女性の人権を確立し、同時に教団人としての義務を果たし、その結果、男女共に教団を主体的に支えていく存在たらしめようと考えているのである。

これらは御同朋社会を実現する一つの信仰運動として取り組まれている。その一例として、一昨年、宗内組織部に『女性室』が設置され活動を行っている。

制度とは、それに関わる人間の考え方によって構築される。我々は、宗祖の教えに立ち返り、そこから今の制度を問い直そうとしているのである。」

続いて石田師は「日蓮宗の平和運動と人権」と題し、以下のような要旨の発表を行った。

「日蓮聖人は、旃陀羅の子と自覚して法華経を受容し、悪人成仏女人成仏を強調された。したがって、女性や障害者排除のお気持ちはない。さらに、立正安国による人類の真の幸福と世界の平和を主張され、私たちはその教えに導かれて、平和運動を行っている。

昭和二十九年に被爆者援護・原水爆禁止を目的とした「世界立正平和運動本部」が発足し、それ以降様々な形で、平和運動に取り組んできた。

活動方針は、まず法華経の「即是道場」つまり現実世界が仏道実践の場であるという考

えに基づく。また立正平和とは日蓮聖人の「立正安国」を現代的に表現したものであり、その教化活動は、大衆すべての仏性を礼拝した不軽菩薩の「但行礼拝」に示される姿を基本姿勢としている。

社会教化活動の基本は、考えてから行動するのでなく、行動してから考えるのでもなく、「行動しながら考える」ことである。

戦争とは極度の人権無視であり、社会的弱者が犠牲となる。平和運動は特別な運動ではなく、現在の不安を取り除き、平和な未来を実現する「抜苦与楽」がその願行である。

平和運動はすべての宗徒が行うべき運動であり、人権を守る運動である。だからこそ、大衆への働きかけを忘れてはならないのである。

平和と人権を守る運動は、仏教者と各宗教者が一致できる点で協力し、推進していくことが求められている。」

※ ※ ※

三師の発表の後、会場との質疑応答の時間が持たれ、現場で人権問題に携わる方々から活発に質問や意見が出された。

最後に、佐々木同和委員長より閉会の挨拶があり、午後四時半閉会した。

(文責 社会部)

改定宗教法人法による

書類作成・提出をめぐる

本会顧問弁護士

長谷川 正浩

文部大臣所轄宗教法人の書類提出状況が公表された。平成十年七月末日現在と九月九日現在の数字は別表Iのとおりである。

これによると提出期限が一月末から六月末までの法人数は一九一法人あり、七月末日までに提出した法人数は一七二法人（九〇、一％）、九月九日までに提出した法人は一八七法人（九七、九％）である。七月末提出期限の法人は七二二法人あり、七月末日までに提出した法人は三二二法人（四四、六％）、九月九日までに提出した法人は四八一法人（六六、六％）である。

七月末提出期限の法人についていえば、期限後約一ヶ月で二二％の法人が提出していることになる。一月末乃至六月末期限の法人の提出数をもみても、期限後に相当数の割合の法人が提出していることが判る。

全 一方、都道府県知事所轄宗教法人の総数は一八万三八一三法人あり、七月三十一日現在提出済の法人は一〇万八一九七法人（五九、九％）である。この内訳は公表されなかったが、

「仏教タイムズ」紙（九月十七日付）の調査によれば、別表IIのとおりである。提出割合を見るにあたっては、まだ提出期限がきていない法人（決算日が四月一日以降九月十三日まで）に該る法人）の数が入っていないことを考慮すると、現段階で容易に論評することは差し控えなければならない。

しかし云えることは期限を遵守しえなかった法人が割合多いということである。反対に云えば、現段階で提出していない法人が必ずしも提出を拒んでいるとみるのは早計だということである。あと三ヶ月位後にならないければ判断できない。

今回の改正により備付書類の一部を所轄庁に提出しなければならなかったこと自体について、私は残念なことと思う。政治（家）に宗教（者）が翻弄された感が否めない。しかし、私共既成教団に属する寺院・教会・結社が一部であれ、法人意識を高め、宗教法人らしくすることができたことは皮肉な結果とはいえ喜ばなければならないとも思う。

願わくば、国家権力の力を借りなくても法人意識を高め、個人と法人を峻別し、そのことによって一般社会の信頼を得るよう努めなければならない。

別表 I

提出期限		1月末乃至 6月末	7月末
法人数		191	722
提出数	7月末現在	172 (90.1%)	322 (44.6%)
	9月現在	187 (97.9%)	481 (66.6%)

別表II

	全法人数	提出法人数	提出率(%)
北海道	4,648	2,227	47.9
青森	1,601	872	54.4
岩手	1,673	302	18.0
宮城	2,142	1,533	71.5
秋田	2,036	720	35.3
山形	3,410	1,684	49.3
福島	4,859	1,685	34.6
茨城	4,070	2,797	68.7
栃木	3,137	2,344	74.7
群馬	2,709	2,193	80.9
埼玉	4,925	3,858	78.3
千代田	6,688	3,884	58.0
東京都	6,073	約 4,300	約 70.8
神奈川県	3,842	2,283	59.4
新潟県	8,173	5,577	(9/14) 68.2
富山県	4,077	2,528	62.0
石川県	3,776	2,676	70.8
福井県	3,607	2,333	64.6
山梨県	2,920	1,639	56.1
長野県	4,470	2,307	51.6
岐阜県	6,153	4,701	76.4
静岡県	6,252	3,300	52.7
愛知県	約 9,380	約 6,450	約 68.7
三重県	3,748	2,340	62.4
滋賀県	4,863	3,250	66.8
京都市	5,654	約 3,100	約 54.8
大阪府	6,106	3,720	(8/25) 60.9
兵庫県	8,891	7,025	79.0
奈良県	3,888	2,748	(9/10) 70.6
和歌山県	2,515	1,511	60.0
鳥取県	1,540	901	58.5
島根県	2,801	1,500	53.5
岡山県	3,718	1,795	48.2
広島県	5,263	3,104	58.9
山口県	2,780	1,819	65.4
徳島県	2,348	700	29.8
香川県	約 2,000	約 1,200	約 60.0
愛媛県	2,955	1,759	59.5
高知県	2,861	852	29.7
福岡県	6,896	4,518	65.5
佐賀県	2,378	1,106	46.5
長門県	2,308	1,826	79.1
熊本県	2,866	1,840	64.2
大分県	3,820	2,755	72.1
宮崎県	1,226	1,013	82.6
鹿児島県	1,832	1,427	77.8
沖縄県	169	68	40.2

寺に税務調査が行われはじめた昭和五十六年ごろのことを思い出す。宗教活動に関する経理状態を把握することによって、税務署という国家権力が寺のはらわたまでのぞくこと

は、信教の自由、政教分離の原則から云って一大事であると、私共は批判した。この批判は今でも私は正しいと思っている。しかし、この税務調査によって多くの宗教

法人が帳簿を整理し、法人と個人を峻別し、法人意識を高めたことは記憶に新しい。この事実も又皮肉といえは皮肉である。国家の介入を許してはならない宗教団体が

国家に関与されることよって、法人意識が育まれ、自立性が強固になってゆく。これは私共、既成教団の力が弱いからに他ならない。強ければすでに国の関与を許さないほどにその自律性も透明性も高まっていて、ゆきすぎた税務調査や今回の改定は、一般社会から批判を受けたであろう。

しかし一般社会の多くは今回の改定に世論は拍手をした。ゆきすぎた税務調査に対しても税務署を批判することをせず、誤解に基づくものがあつたにせよ世論は当然であるとした。

このようななかにあつて再び轍を踏まない為には、私共八万余カ寺が一日も早く法人意識を高め自律性と透明性を高めて「強く」なることではなからうか。

全 仏

今回の提出にあたって二つのことを記して注意を喚起しておきたい。一つは収支計算書の作成を免除されている法人は、①年収八〇〇万円以下であつて、②公益事業以外の事業を行っていない法人である。②については収益事業と収益事業以外の事業を含む、従つて、山林業・農業や居住用建物所用の目的で地代の低廉な土地の貸付業等は法人税法上収益事業ではないけれども、公益事業以外の事業に該るから、収支計算書を作成しなければならぬ。所轄庁のパンフレットにもこのこ

とがあいまいであつたり、誤解を生む表現があつた。

二つは、法人規則に「決算をしなければならぬ」旨の規定があるから収支計算書を作成するのは当然であるとの所轄庁の指導があつたとのことである。このような指導があつたとすればそれは誤解に基づくものである。

一定期間の経営成績と財政状態を明らかにする企業会計の決算においては、前者を損益計算書で行うから、企業の損益計算書に該当する収支計算書が宗教法人にも不可欠と考えたからなのであろう。

しかしながら宗教法人の決算には収支計算書が必要不可欠ではない。現に財政状態を示

す貸借対照表は宗教法人では任意とされているのである。従つて収支計算書や貸借対照表がなくとも他の方法で決算を行うことはできる。

即ち決算とは勘定記録を一定の期末に整理、集計して期末の資産、負債、基本金等を計算することよつて財務諸表（必ずしも収支計算書や貸借対照表を含まないこと前述のとおり、しかし収支計算書や貸借対照表を作成することがベストであることは当然である。この二つがないときは財産目録が中心になる）を作成するとともに、翌期首で帳簿記入の準備を目的とする一連の簿記手続きをいうのである。

無料法律相談室

全日本仏教会では、左記の要領で、長谷川正浩弁護士による無料法律相談室を開設しています。相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、宗教法人法の改定に伴い、相談件数が増えています。相談をご希望される方は、必ず、電話で予約をお願いいたします。

- ◆日 時 原則として毎月第二・第四木曜日午後一時
- ◆場 所 明照会館（港区芝公園四―七―四）
- ◆予 約 全日本仏教会事務局（〇三―三四三七―九二七五）

全国仏教保育大阪大会



リーガロイヤルホテルで開催された全国仏教保育大阪大会

七月三十、三十一日の両日、第二十五回全国仏教保育大阪大会が開催された。本会から野生司総務部長が出席した。

三十日は午後一時よりリーガロイヤルホテルを会場に開会式が行われた。献灯献花、三帰依文唱和、物故者黙禱に続き、大谷光照大

会会長より式辞、上村映雄大会委員長より挨拶、来賓祝辞、各賞状・感謝状贈呈などが行われた。また休憩の後、JT生命誌研究館副館長、中村桂子氏の基調講演「科学技術時代の子どもたち」が行われた。
三十一日は市内各所の会場で、様々なテーマのもと分科会が行われた。

≡事務局録事≡

―九月―

七日 同和研修会

八日 国際委員会

部落解放・人権研究所記念集会出现

九日 同宗連研修会出席

日宗連理事會

十日 局内会議

法律相談室

十一日 同和委員会

十八日 曹洞宗被差別戒名追善法要参列

二十四日 法律相談室

二十五日 局内会議

哀 悼

村主恵快師

八月十一日遷化 七十六歳

真言宗中山寺派元管長

1999年版

Buddhist Diary

9×14cmのポケットサイズ

全仏手帳

三帰依文、四弘誓願、仏教徒聖日、加盟団体住所録などを収録!

定価700円

お申し込みは…
全仏手帳係